

武蔵村山市新型コロナウイルス感染症対策本部における決定事項について

令和3年11月30日に開催した第35回武蔵村山市新型コロナウイルス感染症対策本部において、下記の事項について決定しましたのでお知らせします。

記

東京都新型コロナウイルス感染症対策本部において、都としてのレベル移行の目安や今後の対策等について、「都における今後のコロナ対策の基本的な考え方」及び「基本的対策徹底期間における対応」が決定されたことに伴い、第34回武蔵村山市新型コロナウイルス感染症対策本部において決定した事項の一部を変更した上で、当面の間、感染症対策を継続する。

- 1 公共施設等の取扱いについて
裏面のとおり

- 2 新型コロナウイルス感染症予防のための職員体制について
職員の勤務体制については、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、オフピーク通勤・週休日の振替等の活用などを引き続き推進する。

(1) 通常どおり開館する施設（12月11日から当面の間）

施設	所管	備考
村山温泉「かたくりの湯」	産業観光課	【浴場・多目的ルーム・サウナ】 午前10時～午後11時 【レストラン】 午前10時30分～午後10時 【リラクゼーション】 午前11時～午後10時 【プール】 午前10時～午後10時

(2) その他の公共施設

通常どおり開館するが、事業等が中止となる場合がある。

なお、福社会館の入浴施設は引き続き中止とする。